印西市情報公開条例の改正（骨子案）の市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要領

１　目　的

この要領は、「印西市情報公開条例の改正（骨子案）」の策定過程において、市民等に広く情報提供し、市民等が意見または提案（以下併せて「意見等」という。）を述べることができる機会を確保することにより、市民等の市政への積極的な参画を推進することを目的とした市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について必要な事項を定める。

２　実施主体

市民意見公募手続の実施主体は、印西市とする。

３　意見の提出ができる方

市内に在住、在勤または在学する方及び市内に事業所を有する法人その他の団体

４　閲覧及び意見等の提出方法

（１）意見等の募集期間

令和８年１１月１８日（水）～令和８年１２月２日（水）

※郵送の場合は令和８年１２月２日の消印有効

（２）閲覧場所

①市ホームページ内

（TOP ページ「まちの情報」の「市民参加内」の「パブリックコメントの実施」）

②文書閲覧

・市役所（１階行政資料コーナー・３階総務課窓口）
・支　所（印旛支所・本埜支所）
・出張所（中央駅前・牧の原・船穂・平賀・岩戸・滝野）
・公民館（中央・そうふけ・印旛・本埜・小林）・中央駅前地域交流館
・図書館（大森）

※閉庁（閉館）時間及び閉庁（休館）日を除く。

※複合施設の場合は１か所に設置。

※小倉台図書館は改修工事のため除く。

※閲覧期間中、閲覧資料の貸出しを行う。

（市役所にて貸出し希望する場合は市役所３階総務課にお問い合わせください。）

（3）提出方法

意見等の提出手段及び提出先は、下表のとおりとする。

ただし、総務課窓口への持参及び意見回収箱への投函は、施設の閉庁（閉館）時間及び閉庁（休館）日は除く。

提出手段	提出先
郵送	〒270-1396 印西市大森 2364 番地 2 印西市　総務課　文書係
ファックス	０４７６－４２－７２４２
窓口への持参	市役所３階　総務課　文書係
電子メール	soumuka@city.inzai.chiba.jp 件名は「情報公開条例についての意見提出」としてください
オンライン申請 （ちば電子申請サービス）	右の２次元コードを スマートフォンのカメラ等で 読み取ってください。 パソコンの場合は、市ホームページから 申請ページにお進みください。
意見回収箱への投函	「本要領４－（２）②閲覧場所」に設置する意見回収箱

（4）意見等を提出する書式について

様式は、別紙「印西市市民意見公募手続に関する意見書」又は任意様式に、必要事項（住所、氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者氏名）、連絡先、意見等）を明記する。

5　留意事項

（1）必要事項（住所、氏名、連絡先、意見等）が明記されていないもの、単に賛否の結論を示したもの及び趣旨が不明確なものは、意見として取り扱わないものとします。

（2）提出に要する諸費用は、提出者の負担とします。

（3）提出された意見書は、返却しません。また、意見に対する個別の回答も行いません。

（4）提出された意見は、印西市情報公開条例第７条に規定する非公開情報に該当するものを除き、市ホームページで公表します。

（5）提出された個人情報については、他の目的に使用しません。

6　問い合わせ

印西市役所　総務課　文書係

電話　　０４７６－３３－４４００

メール　soumuka@city.inzai.chiba.jp